

協働のまちづくり 第37回

里山再生

その①

これまで、そして、これから
それは5人の男から始まった

「協働のまちづくり」シリーズも4年目に突入。引き続き、市民活動団体やその担い手などを素材として「協働」のさまざまな側面にスポットを当てていきます。今回からは、その立ち上がりから現在に至るまでの「プロセス（足取り）」を追っていきます。協働のこれまでを振り返り、これからを考える「場」になればと願っています。

問い合わせ先 市民活動交流室 ☎(36) 0311

よくぞ、ここまで

3月6日、福岡教育大（福教大）キャンパス裏の森に、67人の市民が集まってきました。小雨を、子どもや女性も混じります。竹を切り

ジュース代800円なり

「あれは平成17年春のことでした。中国に何度も植樹に向いて、緑と環境問題に取り組んでいた山本登さん（赤間西）、その友人の仲尾等さん（赤間）、釣川の水源地の保全を叫んでいた木下宗亮さん（自由ヶ丘）、猛勉強で樹木医の資格を取ったミカン農家の川上さん、そして、福教大で里山研究に関心を寄せていた中里さん。この5人が「どういうわけか」一点に集まったのです。川上さんによれば、「その原型は、それより以前に南郷地区の大穂の竹や

参加市民の歓声で盛り上がった余韻が残る会場で、汗をふきながら「よくぞ、ここまで来たなあ」「これこそ、感無量というやつですな」。里山の会理事の中里重夫さん（南郷）と、理事の川上直幸さん（南郷）の口からこんな言葉がもれました。「自分たちはこ

ぶを伐採して山桜を植えた活動にあった」そうです。記録では、里山の会としての初仕事は「平成17年7月2日、東海大学福岡短期大学にて」とあり、この5人にと2人が加わっています。「出費、ジュース代800円、仲尾氏」と備考欄に見えるのも「ご愛嬌」といったところでしょうか。こんな細々としたスタートだったからこそ、「よくぞ、ここまで」に実感がこもるはずですよ。

「竹切り新撰組」が…

その4年後の平成21年3月末決算では、350万円に迫る事業規模になっていきます。（社）国土緑化推進機構から年間210万円の助成金を受けられるようになったのが大きな要因。念願だった伐採竹の粉碎機だけではない、移動式の竹炭窯も買入れられました。いづれも「切った竹をどう有効利用するか」という課題に取り組みするための装置です。現在の会員数は80人。

定例作業日には30人前後が参加し、若手の新会員も加わっています。市民活動団体の会合などでは「里山さんの、あのパワーはすごいね」という言葉がよく飛び交います。



67人で150本の苗木を植えた「みんなで木を植えて、里山を守ろう」

5人の男たちが結成した「竹切り新撰組」（中里さんはこのように呼んでいます）が、やがてNPO法人となり、コミュニティとの連携を目指して「協働のまちづくりの

中核」になっていく背景にはどんな事情があったのか。今回はそのあたりを探ってみます。
（市民活動交流館 館長・松永年生）

【トク】

消費生活センターに新キャラクター誕生

4月1日に「宗像市消費者センター」から名称変更した「宗像市消費生活センター」に、新キャラクター「でばんびちゃん」が誕生しました。



新キャラクター「でばんびちゃん」

悪質商法などで困った時は、消費生活センターの「出番」。「でばんびちゃん」を思い出して、消費生活センターへ気軽に相談してください。

また、メモ帳やハンドタオルなど、でばんびちゃんグッズも完成。相談員が、地域や学校での講演時に、受講者に配布します。

*「でばんびちゃん」は、市の花カノコ（鹿の子）ユリから誕生したキャラクターです

消費生活センター出張相談

消費生活センターでは、出張相談を吉武と岬地区で実施。消費生活専門相談員が、消費生活に関するアドバイスや解決に向けた支援をしますので、気軽に相談してください。

- 出張相談日 第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日）
- ▽吉武地区（偶数月）＝4月22日、6月24日、8月26日、10月28日、12月16日、平成23年2月24日
- ▽岬地区（奇数月）＝5月27日、7月22日、9月16日、11月25日、平成23年1月27日、3月24日
- 相談時間 13:30～15:30
- 相談場所 ▽吉武地区＝同コミュニティ・センター ▽岬地区＝同公民館
- 相談内容 消費生活に関する苦情相談など
- 問い合わせ先 消費生活センター ☎(33)5454

宗像市消費生活センター 転ばぬ先の杖

☎(33)5454

インターネットを利用した サイドビジネス(副業)のトラブル 「ドロップ SHIPPING」に注意



■相談事例
手軽にできる副業をインターネットで検索して資料請求すると、ドロップ SHIPPINGの仲業者から電話があった。「自分のホームページ上で商品を販売すれば、月額10万円以上の収入になる。メーカーや卸売業者が直接消費者に商品を送るので、仕入れせず販売でき、開業資金もいらぬ。自社がサポートするので必ず売上があがる」と勧められた。サポート費用70

●処理経過
センターから相談者に、「必ず売上があがる」というその説明を受けて契約したので、消費者契約法（*）で契約の取り消しを主張するよう助けました。併せて、センターも仲業者と交渉しましたが、この場合の相談者は事業者とみなされ、「事業者間の契約である」として交渉に応じてもらえませんでした。

■アドバイス
「ドロップ SHIPPING」とは、インターネット上自分の店を持つようなもので、仲業者のサポートでホームページを開設。商品の選択や価格の設定、客からの注文メールをチェックし、仲業者に送るなどの仕事をします。

商品の配送業務は、仲業者がメーカーや卸売業者と提携し、直接消費者に送るので在庫を抱えずに商品の販売ができます。また、似たようなもの「アフィリエイト」があります。これは、自分のホームページに

*消費者と事業者間

のホームページ上に提携先の業者の商品広告を掲載、その広告をクリックした人が商品を購入した場合に、一定の報酬が得られるというものです。いづれも、仲業者にホームページ開設などのサポート料を払ったにもかかわらず、約束された収入がないというトラブルが発生。特定商取引法や消費者契約法を根拠に、センターから交渉しても、業者が認めないのが現状です。



多重債務電話相談

■県弁護士会
毎週土曜日
10:00～13:00
*祝日は休み
☎092(721)6778

■福岡財務支局
毎週月～金曜日
9:00～17:00
*年末年始、祝日は休み
☎092(411)7291